

施設基準詳細

（機能強化）第 103 号

当院はかかりつけ医として、機能強化加算を算定しております。そのため以下の対応をしております。

- 健康診断の結果等の健康管理に係る相談
- 保健・福祉サービスに関する相談
- 訪問診療を行っている患者様への夜間・休日の問い合わせへの対応
- 必要に応じた専門医又は専門医療機関への紹介

（医療DX）第 182 号

医療 DX では、診察・治療・薬剤処方等における情報を最適な形で活用し、皆様がより良質な医療を受けられる体制の構築を目指します。

- マイナンバーカードまたは健康保険証のオンライン資格確認および取得した医療情報を活用した診療

- マイナンバーカードによるオンライン資格確認が可能

- レセプト（診療報酬明細書）の電子処理

また、当院では医療 DX の推進に伴い医療 DX 推進体制整備加算を月に一度算定しております。

（支援診 1）第 35 号

- 当院は在宅診療患者に対し 24 時間対応が可能な医療機関です

（在医総管 1）第 1393 号

通院困難と判断された患者に対して算定します。そのため、単に通院に不便があるという理由ではなく、身体機能や精神状態、医療上のリスクなどを総合的に判断して医師が訪問します。

- 患者のバイタルサインを確認し、変化を見逃さないようにします
- 生活習慣やリハビリ状況を観察し、必要な助言を行います
- 訪問看護や薬剤師、ケアマネジャーとの連携を図ります

これらの取り組みを通じ、通院できないデメリットを補い、患者の在宅療養を継続しやすくする役割を担っています。

（在データ提）第 42 号

当院は、2025 年 6 月に厚生労働省より「在宅医療のデータ提出実績が認められた保険医療機関」として認定されました。

この認定は、厚生労働省が実施する「在宅医療調査」に準拠し、正確かつ継続的にデータを提出できる医療機関に与えられるものです。院が地域医療の質向上に寄与していることが評価された証と考えております。

これに伴い、2025 年 6 月より以下の加算の算定を開始いたします。

●在宅データ提出加算（50 点／月）（在宅医学管理料を算定する方）

今後も、より良い医療を提供できるよう努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

（在総）第 1620 号

宅がん医療総合診療料とは通院が困難な末期の悪性腫瘍の患者に対して、計画的な医学管理の下、訪問診療や訪問看護などを包括的に提供した場合に、1 週間に定額の料金を算定する制度です。これにより、訪問診療や訪問看護の回数が増えても、自己負担額が抑えられます。

（C・M）第 698 号

必要な設備（CT なら 64 列以上、MRI なら 3 テスラ以上など）、専門医師の配置、十分な機器と体制、診療放射線技師の配置などが主な要件です。これらを満たし、厚生労働大臣が定める「画像診断管理加算」などの施設基準を満たした上で、地方厚生局への届出を行っています。

（ニコ）第 709 号

当院は、ニコチン依存症管理料の届出を行っており、喫煙に関する総合的な指導及び治療管理を行っております。